2025 年 1 月 1 日発効 UCI 規則の説明と、国内での規則運用について

2025 年 5 月　　審判委員会

1. はじめに

すでに競技シーズンも始まり、各加盟団体において競技大会が実施されておりますが、本年度版の本連盟競技規則の発行にはいましばらくの時間を要する見込みです。本年度版の競技規則も例年通り UCI 競技規則をベースに作成されますので、すでに発効されている現行の UCI 競技規則の昨年よりの主な改定点を説明し、各競技大会が最新の競技規則により運営することが可能とすることを目的として本文書を作成しました。本連盟ウェブサイトの競技規則一覧ページには現行 UCI 競技規則の和訳対訳版が掲載されておりますので、併せてご確認ください。

なお、ここに記された事項は規則の適用を円滑にするための説明であり、実際の規則の適用については、規則原文に基づき、現場の審判の判断に従って下さい。

2. 自転車（JCF 競技規則第 42 条）

自転車の寸法は原則として 2024 年と大幅な変更はありませんが、一部の記述が変更になっておりますので以下の点にご注意ください。また、以前の変更により自転車の寸法は、伝統的ハンドルバー（ドロップバー）を使用する場合と、タイムトライアル用エクステンションバーを使用する場合の 2 つの場合で定義されます。それぞれの規則を混同しないようにご注意ください。

2-1. 伝統的ハンドルバーを使用する場合のサドルの後退幅（UCI 規則 1.3.013）

伝統的ハンドルバー（ドロップバー）を使用する場合、「サドルの先端部の位置は、ボトムブラケットの軸の中心を通る垂直面より後方に位置するものとし、いかなる場合もこの面を横切ってはならない」という記述になりました。

2-2. タイムトライアル用エクステンションバーを使用する場合のサドル、ハンドルバーの位置（UCI 規則 1.3.023）

タイムトライアル／パーシュートにおけるサドル位置、ハンドルバーエクステンションの位置について、身長カテゴリ制およびその寸法制限は変わりませんが、それぞれの適用パターンが整理されました。

○カテゴリ 1　身長 180cm 未満の競技者



エクステンションの前方距離　：　+800mm 以内

前腕サポートからの高さ　：　±100mm 以内

サドルの後退幅　：　-50mm 以上

○カテゴリ 2　身長 180cm～189.9cm の競技者



エクステンションの前方距離　：　+830mm 以内

前腕サポートからの高さ　：　±120mm 以内

サドルの後退幅　：　-50mm 以上

〇カテゴリ 3　身長 190cm 以上の競技者

エクステンションの前方距離　：　850mm 以内

前腕サポートからの高さ　：　±140mm 以内

サドルの後退幅　：　-50mm 以上

〇デフォルト　・身長カテゴリ登録のない競技者の自転車

・サドルの後退幅、エクステンションの前方距離が各寸法制限と適していない自転車

エクステンションの前方距離　：　最大 750mm

前腕サポートからの高さ　：　各カテゴリの規定値

サドルの後退幅　：　垂直面より後方

※それぞれのエクステンションの前方距離およびサドルの後退幅はボトムブラケットの軸の中心を通る垂直面よりの距離です

各競技者は、自身が属する身長カテゴリもしくはデフォルトのどちらかの寸法制限を満たすポジションを設定することとなります。

UCI 規則ではカテゴリ 2 および 3 の競技者は、UCI への登録が必須となりました。国内外 UCI カレンダーレース、とくに全日本選手権タイムトライアルロードレース、および全日本選手権トラックレースにおいては、UCI 登録がない場合にカテゴリ 2 および 3 の寸法規定の適用ができないこととなりますのでご注意ください。UCI への登録には一定の時間を要するため、参加予定の競技者は下記のリンクより登録をお早めにお願いします。国内カレンダーの大会によっては大会のクラスに応じて、登録を求めない場合もあります。

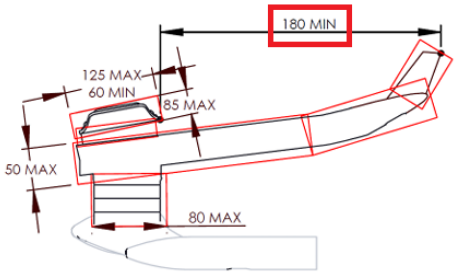
https://www.uci.org/equipment/bh2JJzw1eBOn876rX2iB1



また、自転車には競技者の身長カテゴリを示すラベルを自転車のトップチューブに表示することが求められます。このラベルは上記のリンク先から画像を取得できます。

2-3. ハンドルバーエクステンションの寸法(UCI 規則 1.3.023)

アームレストの前端からハンドルバーエクステンションの先端までの距離は最小 180mm と記載が追加されました。
なお、こちらの寸法は 2024 年以前より UCI 規則の明確化ガイドに記載され運用されておりましたので、全く新しく規定されたものではありません。



2-4. ステアリング・システムの使用（UCI 規則 1.3.023）

ベースバーによるステアリング・システムは、タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンションが取り付けられている、または統合されている場合にのみ使用できるとなりました。よって、ハンド

ルバーエクステンションが取り外されたベースバーのみの状態での使用はできません。

3.トラック競技におけるペナルティの累積（JCF 競技規則第 90 条　UCI 規則 3.10.003）

トラック競技において警告および降格の累積の方法について、以下のように変更となりました。

・競技大会内のひとつの種目において 2 回の警告を受けた場合

・競技大会全体を通して 3 回の警告または 3 回の降格を受けた場合

いずれかに該当した場合、競技者は競技大会からの失格となり、以降の競技は継続できません。

例１　ケイリン 1 回戦で警告、ケイリン 1-6 位決定戦で警告　→　失格（以降その他の種目も参加不可）

例２　ケイリン 1 回戦で警告、スプリント 1/4 決勝で警告　→　競技継続可

例３　チームスプリントで警告、ケイリン 1 回戦で警告、スプリント 1/4 決勝で警告

→　失格（以降その他の種目も参加不可）

以上

・参考リンク

UCI Regulations（英語）　Regulations | UCI

UCI 技術規則の明確化ガイド（英語：UCI Equipment 内）　Equipment | UCI